

預金商品の概要

令和6年9月現在

1. 商品名	はんしん相続定期預金「絆」
2. 利用対象者 (1)(2)いずれも該当	(1) 被相続人の相続手続き完了の日から2年以内に、相続による資金をお預け入れいただける個人の方 (2) 当金庫営業エリア内に居住、または勤務している個人の方
3. 預入期間	6ヶ月（満期後は自動継続の扱いとなります。）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 100万円以上 ※相続により取得した金額を上限とします。 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻しします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	店頭表示金利に0.3%の上乗せ（税引き後0.239%） ※適用金利は当初契約日から初回満期日までとし、自動継続後はスーパー定期6ヶ月物の基準金利が適用となります。 ※定期預金満期日以降のお利息は、解約日または書替日における当金庫所定利率により計算します。 払戻時に一括してお支払いします。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。
7. 税金	受取利息は、源泉分離課税20.315%（所得税・復興特別所得税15.315%、地方税5%）が適用となります。 ※マル優はご利用いただけません。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税が源泉徴収されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）
10. 中途解約取扱い	原則できません。
11. 必要書類	●当金庫で相続手続きをされた方は(1)(2) ●他金融機関で手続きをされた方は(1)(2)(3) (1) 本人確認書類 (2) 届出印 (3) 以下全ての内容が確認できる書類の提示 ①金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 ②お預入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 ③お預入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 【例】 ・金融機関に提出した依頼書の写し ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し ・戸籍謄本の写し ・遺産分割協議書の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言検認済みのもの）の写し ・相続人名義の預金通帳等

	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関発行の領収書等の写し ・お預け入れ原資が相続により取得した不動産や有価証券の換金代金である場合は売買契約書や売却代金計算書等 ・生命保険の死亡保険金の場合は、保険会社から送付された保険金等支払い通知書等 <p>※その他必要に応じて書類の提出を依頼することがございます。</p>
12. 金利情報の入手方法	金利はホームページまたは窓口へご照会ください。
13. 預金保険制度	付保対象預金です。同保険の範囲内で保護されます。
14. 苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または本部、リスク管理統括部お客さま相談担当（9時～17時、電話：042-972-8176）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等ならびに埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客さま相談担当、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時 電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客さまからの上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）または埼玉弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客さま相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
15. その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭（窓口）でのお取扱いのみとなります。 ・名義人ご本人さまによるお預入れに限ります。 ・同一資金でのお預け入れは1回限りです。 ・お一人さまにつき、当金庫本支店のうちいずれか1店舗のみお預け入れ可能です。 ・金利情勢の大幅な変化があった場合、本商品のお取り扱いを終了させていただく場合がございます。

商号等：飯能信用金庫

登録金融機関：関東財務局長（登金）第203号